

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 2025年5月16日提出**【発行者名】** Global X Japan株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤岡 智男**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 仁木 大介

連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555**【届出の対象とした募集内 グローバルX MSCI キャッシュフローキング-日本株式
国投資信託受益証券に係る ETF
ファンドの名称】****【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定
国投資信託受益証券の金
額】** 1,000億円を上限とします。(2) 継続申込期間
5兆円を上限とします。**【縦覧に供する場所】** 名 称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月2日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初設定 1口当たり1,000円とします。

継続申込期間 100口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

（注1）営業日の午後3時までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（注2）基準価額は、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口：電話番号 03-5656-5274

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス：<https://globalxetfs.co.jp/>

<訂正後>

当初設定 1口当たり1,000円とします。

継続申込期間 100口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

（注1）原則として、営業日の午後3時30分までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（注2）基準価額は、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口：電話番号 03-5656-5274

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス：<https://globalxetfs.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2024年8月20日 信託契約締結、当初設定、運用開始

2024年8月22日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

<訂正後>

2024年8月20日 信託契約締結、当初設定、運用開始

2024年8月22日 受益権を東京証券取引所に上場

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

	名 称	関係業務の内容
--	-----	---------

委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 1 ）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（ 1 ）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（ 2 ）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

- 1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

< 委託会社等の概況（2024年5月末日現在） >

・ 資本金の額 25億円

・ 沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

< 訂正後 >

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 1 ）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（ 1 ）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

取扱 窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社 および受託会社との三者間契約（２）に基づき、 受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属 する株式との交換に関する事務等を行ないます。
----------	------	---

１：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

２：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

< 委託会社等の概況（2025年2月末日現在） >

・ 資本金の額 25億円

・ 沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

2【投資方針】

（３）【運用体制】

<訂正前>

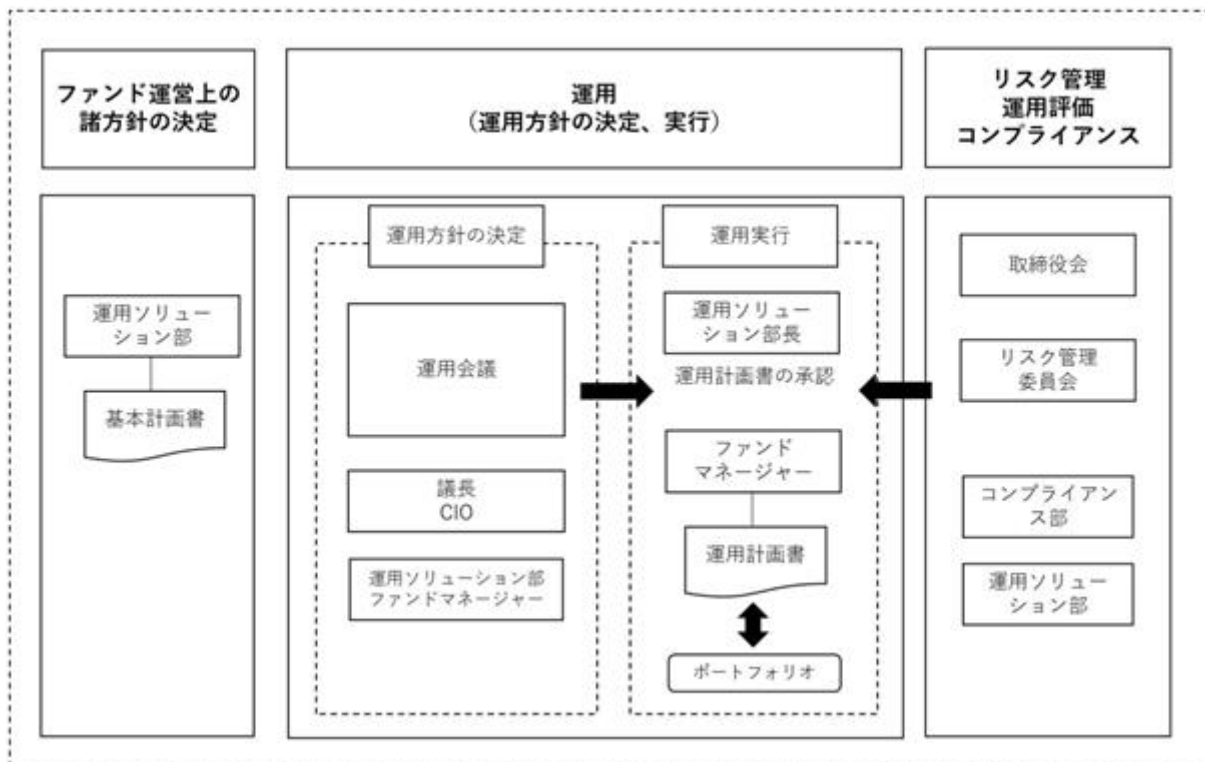
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行いません。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託

財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ．リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ．内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2024年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

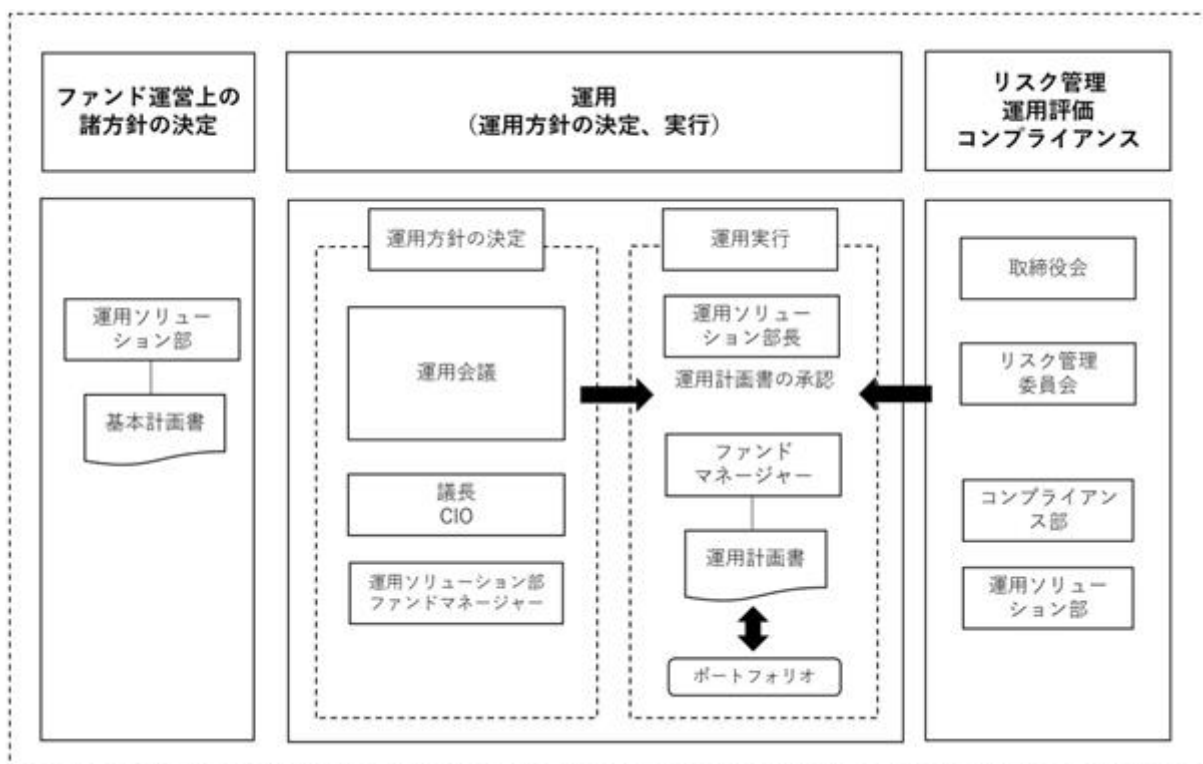
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行いません。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ．リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ．内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2025年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ．コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

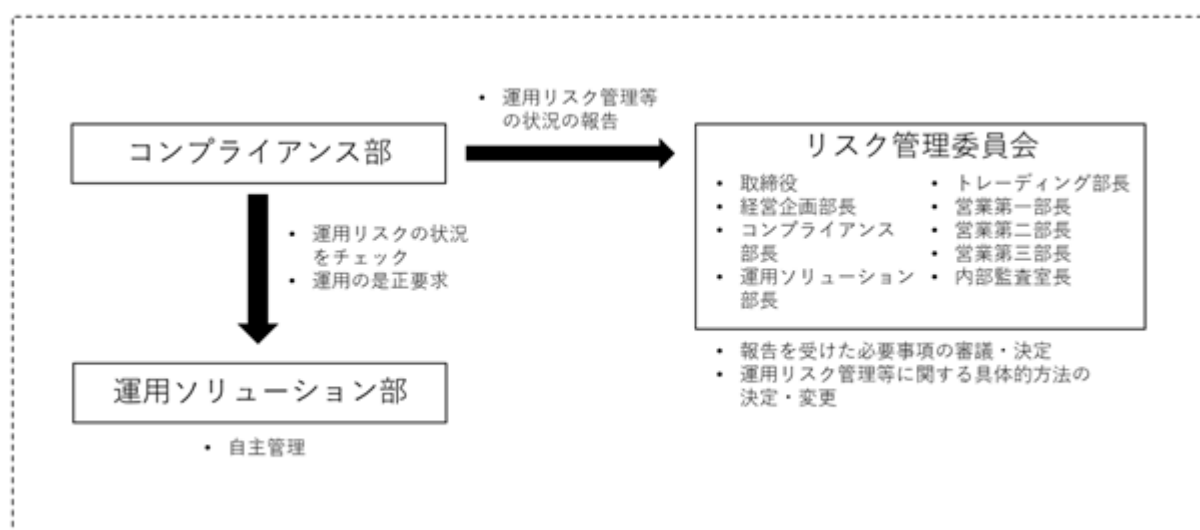
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。



流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

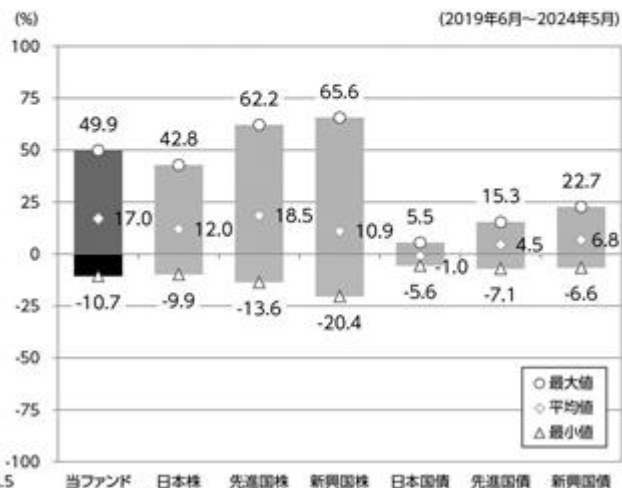
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）
 先進国株：Morningstar先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）
 新興国株：Morningstar新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）
 日本国債：Morningstar日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）
 先進国債：Morningstarグローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）
 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性が告知されていたとしても責任を負いません。

< 訂正後 >

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．市場の急変時等には、前掲「２ 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ．コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

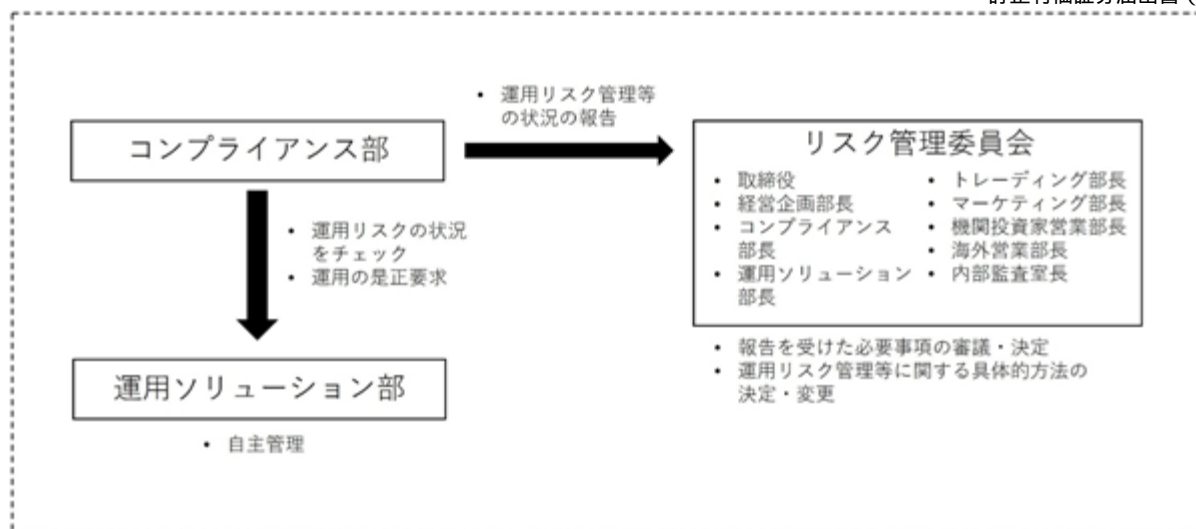
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

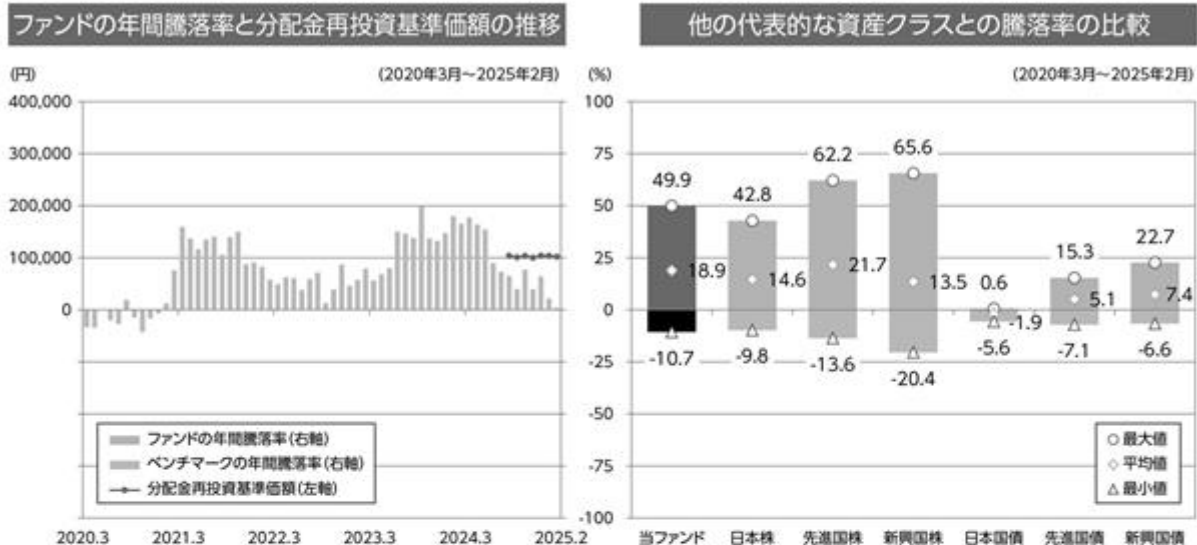


流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
 ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性が告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2024年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

- （ ）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （ ）上記は、2025年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

投資状況

2025年2月末日現在

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	10,791,412,080	99.98
内 日本	10,791,412,080	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,357,301	0.02
純資産総額	10,793,769,381	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

2025年2月末日現在

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	利率 （％） 償還期限 （年/月/ 日）	投資 比率 （％）
1	S U B A R U	日本・円 日本	株式 輸送用機器	222,600	2,738.00 609,478,800	2,753.50 612,929,100	- -	5.68
2	日本製鉄	日本・円 日本	株式 鉄鋼	177,600	3,364.00 597,446,400	3,329.00 591,230,400	- -	5.48
3	E N E O S ホールディングス	日本・円 日本	株式 石油・石炭製品	679,100	848.50 576,216,350	798.90 542,532,990	- -	5.03
4	K D D I	日本・円 日本	株式 情報・通信業	110,500	4,817.00 532,278,500	4,894.00 540,787,000	- -	5.01
5	楽天グループ	日本・円 日本	株式 サービス業	570,100	982.50 560,123,250	920.70 524,891,070	- -	4.86
6	I N P E X	日本・円 日本	株式 鉱業	271,100	1,915.00 519,156,500	1,906.50 516,852,150	- -	4.79
7	豊田通商	日本・円 日本	株式 卸売業	205,100	2,423.50 497,059,850	2,495.00 511,724,500	- -	4.74
8	マキタ	日本・円 日本	株式 機械	90,300	4,827.00 435,878,100	4,888.00 441,386,400	- -	4.09
9	関西電力	日本・円 日本	株式 電気・ガス業	229,500	1,710.00 392,445,000	1,732.50 397,608,750	- -	3.68
10	三菱ケミカルグループ	日本・円 日本	株式 化学	514,500	760.50 391,277,250	761.20 391,637,400	- -	3.63

11	アイシン	日本・円 日本	株式 輸送用機器	199,600	1,750.00 349,300,000	1,768.50 352,992,600	- -	3.27
12	出光興産	日本・円 日本	株式 石油・石炭製品	343,500	1,029.00 353,461,500	1,013.50 348,137,250	- -	3.23
13	セイコーエプソン	日本・円 日本	株式 電気機器	109,600	2,455.50 269,122,800	2,532.00 277,507,200	- -	2.57
14	神戸製鋼所	日本・円 日本	株式 鉄鋼	142,900	1,753.00 250,503,700	1,770.00 252,933,000	- -	2.34
15	近鉄グループホールディングス	日本・円 日本	株式 陸運業	68,700	3,300.00 226,710,000	3,378.00 232,068,600	- -	2.15
16	マツダ	日本・円 日本	株式 輸送用機器	227,800	1,014.50 231,103,100	1,008.00 229,622,400	- -	2.13
17	NIPPON EXPRESSホールディングス	日本・円 日本	株式 陸運業	79,200	2,657.00 210,434,400	2,660.00 210,672,000	- -	1.95
18	九州電力	日本・円 日本	株式 電気・ガス業	153,000	1,267.00 193,851,000	1,317.50 201,577,500	- -	1.87
19	王子ホールディングス	日本・円 日本	株式 パルプ・紙	308,000	627.70 193,331,600	619.80 190,898,400	- -	1.77
20	長谷工コーポレーション	日本・円 日本	株式 建設業	91,300	1,965.50 179,450,150	1,975.50 180,363,150	- -	1.67
21	J・フロントリテイリング	日本・円 日本	株式 小売業	92,400	1,987.00 183,598,800	1,948.00 179,995,200	- -	1.67
22	ANAホールディングス	日本・円 日本	株式 空運業	60,600	2,922.00 177,073,200	2,850.00 172,710,000	- -	1.60
23	太平洋セメント	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	42,600	4,036.00 171,933,600	3,900.00 166,140,000	- -	1.54
24	横浜ゴム	日本・円 日本	株式 ゴム製品	48,300	3,392.00 163,833,600	3,340.00 161,322,000	- -	1.49
25	パーソルホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	663,700	233.80 155,173,060	234.40 155,571,280	- -	1.44
26	コスモエネルギーホールディングス	日本・円 日本	株式 石油・石炭製品	23,500	6,810.00 160,035,000	6,592.00 154,912,000	- -	1.44
27	電源開発	日本・円 日本	株式 電気・ガス業	55,600	2,477.00 137,721,200	2,579.00 143,392,400	- -	1.33
28	日本航空	日本・円 日本	株式 空運業	54,700	2,646.50 144,763,550	2,581.50 141,208,050	- -	1.31
29	アルフレックスホールディングス	日本・円 日本	株式 卸売業	65,400	1,972.00 128,968,800	1,994.00 130,407,600	- -	1.21

30	大和工業	日本・円 日本	株式 鉄鋼	14,800	7,922.00 117,245,600	7,857.00 116,283,600	- -	1.08
----	------	------------	----------	--------	-------------------------	-------------------------	--------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株式	99.98
合計	99.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

2025年2月末日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
輸送用機器	国内	11.67
石油・石炭製品		9.69
卸売業		9.31
鉄鋼		8.90
電気・ガス業		8.43
機械		6.42
サービス業		6.30
電気機器		5.01
情報・通信業		5.01
鉱業		4.79
化学		4.28
陸運業		4.10
ゴム製品		3.49
空運業		2.91
小売業		2.37
非鉄金属		2.33
パルプ・紙		1.77
建設業		1.67
ガラス・土石製品		1.54
合計		99.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配付） （円）	東京証券 取引所 市場相場
2024年8月末日	2,044,343,934	-	1,037.61	-	1,040
9月末日	3,698,446,703	-	1,009.08	-	1,009
10月末日	4,108,179,232	-	1,036.31	-	1,038

11月末日	9,859,450,919	-	1,001.38	-	1,003
12月末日	10,978,590,039	-	1,041.24	-	1,041
2025年1月末日	11,045,499,576	-	1,037.79	-	1,040
第1計算期間末 (2025年2月24日)	10,840,744,402	10,893,960,727	1,018.55	1,023.55	1,014
2月末日	10,793,769,381	-	1,014.14	-	1,012

（注）計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	5.00

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.4

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	10,643,265	0

（注）第1計算期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の評価額は、取得申込受付日の基準評価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入の指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機

関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込の受付の中止、取得申込の受付の取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

< 訂正後 >

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の評価額は、取得申込受付日の基準評価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時30分）までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本 において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込の受付の中止、取得申込の受付の取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

1. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消またはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前 の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本 において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前 の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前 に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、前 の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本 において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前 に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前 に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

< 買取り >

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 取引所売買単位未満の振替受益権が交換により生じた場合
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前 の規定に準じて計算されたものとします。

< 訂正後 >

< 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)」の規定による請求により買取った

受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

< 交換 >

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時30分）までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受け付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数または口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受け付けの中止、交換請求の受け付けの取消またはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前 の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本 において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前 の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前 に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交

換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、前 の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本 において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前 に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前 に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

< 買取り >

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 取引所売買単位未満の振替受益権が交換により生じた場合
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前 の規定に準じて計算されたものとします。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年8月20日から2025年2月24日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルXMSCIキャッシュフローキングー日本株式ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2025年2月24日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,746,746
株式	10,839,978,460
未収入金	34,176,813
未収配当金	23,639,100
未収利息	360
前払金	589,000
流動資産合計	10,908,130,479
資産合計	10,908,130,479
負債の部	
流動負債	
未払金	601,760
未払収益分配金	53,216,325
未払受託者報酬	1,030,150
未払委託者報酬	10,301,938
その他未払費用	2,235,904
流動負債合計	67,386,077
負債合計	67,386,077
純資産の部	
元本等	
元本	10,643,265,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	197,479,402
（分配準備積立金）	7,632,531
元本等合計	10,840,744,402
純資産合計	10,840,744,402
負債純資産合計	10,908,130,479

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2024年8月20日 至 2025年2月24日
営業収益	
受取配当金	75,584,850
受取利息	13,292
有価証券売買等損益	9,551,731
派生商品取引等損益	1,976,550
その他収益	25,811
営業収益合計	83,199,134
営業費用	
受託者報酬	1,030,150
委託者報酬	10,301,938
その他費用	3,443,009
営業費用合計	14,775,097
営業利益又は営業損失（ ）	68,424,037
経常利益又は経常損失（ ）	68,424,037
当期純利益又は当期純損失（ ）	68,424,037
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,271,690
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,271,690
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	53,216,325
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	197,479,402

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 自 2024年8月20日 至 2025年2月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 当ファンドの第1期計算期間は、2024年8月20日から2025年2月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2025年2月24日現在
1. 期首元本額	475,026,000円
期中追加設定元本額	10,168,239,000円
期中一部交換元本額	- 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	10,643,265口
3. 差入委託証拠金代用有価証券 株式	2,408,500円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2024年8月20日 至 2025年2月24日
1. その他費用	主に、対象指数の商標の使用料であります。
2. 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（75,623,953円）及び分配準備積立金（0円）の合計額から、経費（14,775,097円）を控除して計算される分配対象額は60,848,856円（100口当たり571円）であり、うち53,216,325円（100口当たり500円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期
	自 2024年8月20日 至 2025年2月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期
	2025年2月24日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期
	2025年2月24日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	99,603,294
合計	99,603,294

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 2025年2月24日現在
1口当たり純資産額 （100口当たり純資産額）	1,018.55円 (101,855円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
I N P E X	271,100	1,915.00	519,156,500	
長谷工コーポレーション	91,300	1,965.50	179,450,150	
パーソルホールディングス	663,700	233.80	155,173,060	
アルフレッサ ホールディングス	65,400	1,972.00	128,968,800	
J．フロント リテイリング	92,400	1,987.00	183,598,800	
トヨタ紡織	32,000	1,976.50	63,248,000	
王子ホールディングス	308,000	627.70	193,331,600	
日本触媒	38,500	1,829.50	70,435,750	
三菱ケミカルグループ	514,500	760.50	391,277,250	
楽天グループ	570,100	982.50	560,123,250	
コニカミノルタ	171,700	534.10	91,704,970	
出光興産	343,500	1,029.00	353,461,500	
E N E O Sホールディングス	679,100	848.50	576,216,350	
コスモエネルギーホールディングス	23,500	6,810.00	160,035,000	
横浜ゴム	48,300	3,392.00	163,833,600	
T O Y O T I R E	40,900	2,530.50	103,497,450	
住友ゴム工業	64,900	1,751.50	113,672,350	
太平洋セメント	42,600	4,036.00	171,933,600	
日本製鉄	177,600	3,364.00	597,446,400	
神戸製鋼所	142,900	1,753.00	250,503,700	
大和工業	14,800	7,922.00	117,245,600	
三井金属鉱業	20,700	4,288.00	88,761,600	
D O W Aホールディングス	20,000	4,586.00	91,720,000	
U A C J	13,800	5,000.00	69,000,000	
三井海洋開発	18,200	4,260.00	77,532,000	
日本精工	142,300	639.80	91,043,540	
ジェイテクト	78,200	1,152.00	90,086,400	
マキタ	90,300	4,827.00	435,878,100	
J V C ケンウッド	56,000	1,411.50	79,044,000	
セイコーエプソン	109,600	2,455.50	269,122,800	
シャープ	98,700	960.00	94,752,000	
アイシン	199,600	1,750.00	349,300,000	
マツダ	227,800	1,014.50	231,103,100	
S U B A R U	222,600	2,738.00	609,478,800	
長瀬産業	32,700	2,740.50	89,614,350	
豊田通商	205,100	2,423.50	497,059,850	
兼松	30,500	2,511.50	76,600,750	

東邦ホールディングス	20,300	4,167.00	84,590,100	
エイチ・ツー・オー リテイリング	33,300	2,282.00	75,990,600	
近鉄グループホールディングス	68,700	3,300.00	226,710,000	
NIPPON EXPRESSホールディングス	79,200	2,657.00	210,434,400	
日本航空	54,700	2,646.50	144,763,550	
ANAホールディングス	60,600	2,922.00	177,073,200	
KDDI	110,500	4,817.00	532,278,500	代用有価証券 500株
関西電力	229,500	1,710.00	392,445,000	
中国電力	110,200	832.70	91,763,540	
四国電力	63,000	1,120.00	70,560,000	
九州電力	153,000	1,267.00	193,851,000	
電源開発	55,600	2,477.00	137,721,200	
スズケン	23,600	4,974.00	117,386,400	
合計	7,025,100		10,839,978,460	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年2月末日現在

資産総額	10,849,516,350円
負債総額	55,746,969円
純資産総額（ - ）	10,793,769,381円
発行済数量	10,643,265口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1,014.14円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額

2024年5月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間ににおける資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資

2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

<訂正後>

a. 資本金の額

2025年2月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間ににおける資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資
2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	43	360,136
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	43	360,136

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	51	446,146
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	51	446,146

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第6期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,888,170		3,662,566
未収委託者報酬		112,860		237,896
未収収益		57,770		141,222
未収入金		5,975		-
前払費用		16,755		54,238
その他		7,699		4,581
流動資産計		4,089,232		4,100,506
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	11,047	1	24,113
器具備品	1	8,658	1	29,287
建設仮勘定		13,929		-
有形固定資産計		33,634		53,400
無形固定資産				
ソフトウェア		26,794		28,149
無形固定資産計		26,794		28,149
投資その他の資産				
長期差入保証金		77,028		49,649
投資その他の資産計		77,028		49,649
固定資産計		137,457		131,199
資産合計		4,226,689		4,231,706

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
負債の部				
流動負債				
未払金	2	100,272	2	156,794
未払法人税等		14,261		19,771
賞与引当金		17,806		33,408
役員賞与引当金		12,041		14,601
その他		6,001		7,727
流動負債計		150,383		232,302
固定負債				
固定負債計		-		-
負債合計		150,383		232,302
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金				
資本準備金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000		2,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		923,694		1,000,596
繰越利益剰余金		923,694		1,000,596
利益剰余金合計		923,694		1,000,596
株主資本合計		4,076,305		3,999,403
評価・換算差額等		-		-
評価・換算差額等合計		-		-
純資産合計		4,076,305		3,999,403
負債・純資産合計		4,226,689		4,231,706

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		237,122		658,648
その他営業収益		412,795		614,962
営業収益計		649,918		1,273,611
営業費用				
委託計算費		213,781		287,302
広告宣伝費		36,735		208,878
調査費		33,180		54,803
通信費		13,767		19,538
協会費		1,312		1,080
営業雑経費		14,561		14,202
営業費用計		313,337		585,805
一般管理費				
役員報酬		148,588		165,907
給与	2	183,340	2	220,057
賞与	2	32,933	2	60,268
賞与引当金繰入		17,806		15,601
役員賞与引当金繰入		12,041		2,559
福利厚生費		42,981		53,770
交際費		19,899		31,138
旅費交通費		16,899		27,306
租税公課		27,831		32,379
業務委託費		14,448		20,064
不動産賃借料		42,844		57,455
固定資産減価償却費	1	28,499	1	24,463
支払報酬		8,397		9,043
諸経費		13,592		25,121
一般管理費計		610,104		745,137
営業損失（ ）		273,524		57,331
営業外収益				
受取利息		40		34
為替差益		-		114
雑収入		-		148
その他		1,515		-
営業外収益計		1,555		297
営業外費用				
為替差損		84		-
雑損失		-		3,917
営業外費用計		84		3,917
経常損失（ ）		272,053		60,951
特別損失				
固定資産除却損		-		13,655
特別損失計		-		13,655
税引前当期純損失（ ）		272,053		74,606
法人税、住民税及び事業税		891		2,295
法人税等合計		891		2,295
当期純損失（ ）		272,944		76,902

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越 利益剰余金		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△650,749	△650,749	4,349,250
当期変動額						
剰余金の配当						—
当期純損失(△)				△272,944	△272,944	△272,944
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	—	△272,944	△272,944	△272,944
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△923,694	△923,694	4,076,305

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	—	4,349,250
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失(△)				△272,944
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△272,944
当期末残高	—	—	—	4,076,305

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越 利益剰余金		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△923,694	△923,694	4,076,305
当期変動額						
剰余金の配当						—
当期純損失(△)				△76,902	△76,902	△76,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	—	△76,902	△76,902	△76,902
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3,999,403

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	—	4,076,305
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失(△)				△76,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△76,902
当期末残高	—	—	—	3,999,403

注記事項

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備	定額法	10～15年
器具備品	定率法	4～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

3．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	3,192千円	2,679千円
器具備品	18,064千円	23,852千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債が次の通り含まれております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金	17,899千円	21,248千円

（損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
有形固定資産	8,870千円	13,194千円
無形固定資産	19,628千円	11,269千円

2 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与	140,054千円	188,502千円
賞与	24,152千円	47,524千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。
証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が658,648千円、販売サポート業務が614,962千円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	香港	合計
237,122	412,181	614	649,918

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	412,181

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	香港	合計
658,648	613,244	1,717	1,273,611

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	613,244

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174	資産運用業	(被所有) 直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受入れ	出向者負担金の支払い (注1)	218,167	未払金	17,899

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBP0に係る人件費相当額を支払っております。

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	82,414	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	412,181	未収収益	112,246

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の、日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174	資産運用業	(被所有) 直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受入れ	出向者負担金の支払い (注1)	307,328	未払金	21,226

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBP0に係る人件費相当額を支払っております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	428百万ドル	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	613,244	未収収益	140,631

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約（Service Agreement）に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

[1株当たり情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	8,152.61円	1株当たり純資産額	7,998.80円
1株当たり当期純損失()	545.88円	1株当たり当期純損失()	153.80円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失()(千円)	272,944	76,902
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金		3,688,993
未収収益		119,417
未収委託者報酬		302,764
前払費用		49,499
その他		36,033

流動資産合計		4,196,708
--------	--	-----------

固定資産

有形固定資産

建物附属設備（純額）	1	22,773
器具備品（純額）	1	25,433

有形固定資産合計		48,207
----------	--	--------

無形固定資産

ソフトウェア		30,131
--------	--	--------

無形固定資産合計		30,131
----------	--	--------

投資その他の資産

長期差入保証金		49,649
---------	--	--------

投資その他の資産合計		49,649
------------	--	--------

固定資産合計		127,988
--------	--	---------

資産合計		4,324,696
------	--	-----------

（単位：千円）

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	207,575
未払法人税等	17,645
未払消費税等	23,277
賞与引当金	44,466
役員賞与引当金	33,633
その他	11,196

流動負債合計	337,793
--------	---------

固定負債

固定負債合計	-
--------	---

負債合計

負債合計	337,793
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	2,500,000
資本剰余金	
資本準備金	2,500,000
資本剰余金合計	2,500,000

利益剰余金

その他利益剰余金	1,013,097
----------	-----------

繰越利益剰余金	1,013,097
---------	-----------

利益剰余金合計	1,013,097
---------	-----------

株主資本合計	3,986,902
--------	-----------

評価・換算差額等

評価・換算差額等	-
----------	---

評価・換算差額等合計	-
------------	---

純資産合計

純資産合計	3,986,902
-------	-----------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	4,324,696
----------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	605,546
その他営業収益	266,671
営業収益合計	872,217
営業費用	
委託計算費	166,980
広告宣伝費	183,328
その他営業費用	54,114
営業費用合計	404,423
一般管理費	1 480,697
営業損失 ()	12,903
営業外収益	2,115
営業外費用	512
経常損失 ()	11,299
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純損失 ()	11,299
法人税、住民税及び事業税	1,201
法人税等合計	1,201
中間純損失 ()	12,500

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 1,000,596	△ 1,000,596	3,999,403
当中間期変動額						
剰余金の配当						-
中間純損失(△)				△ 12,500	△ 12,500	△ 12,500
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 12,500	△ 12,500	△ 12,500
当中間期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 1,013,097	△ 1,013,097	3,986,902

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	-	3,999,403
当中間期変動額				
剰余金の配当				-
中間純損失(△)				△ 12,500
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 12,500
当中間期末残高	-	-	-	3,986,902

注記事項

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物附属設備	定額法	10年
器具備品	定率法	4～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
建物附属設備	4,018千円
器具備品	28,330千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	5,818千円
無形固定資産	6,617千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株 式 数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間（2024年9月30日）

（1）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が605,546千円、販売サポート業務が266,671千円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の3．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	香港	合計
605,546	262,541	4,129	872,217

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	262,541

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	7,973.80円
1株当たり中間純損失（ ）	25.00円

（注１）潜在株式調整後１株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純損失（ ）（千円）	12,500
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純損失（ ）（千円）	12,500
普通株式の期中平均株式数（株）	500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2024年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	5,905 (2023年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2023年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2024年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2024年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	5,905 (2023年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2023年12月末日現在)	
みずほ証券株式会社	125,167	
野村證券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木 崇雄指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 竹内 知明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルX MSCI キャッシュフローキング-日本株式 ETFの2024年8月20日から2025年2月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルX MSCI キャッシュフローキング-日本株式 ETFの2025年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Global X Japan株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

Global X Japan株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 深井 康治指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 渡部 啓太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡部	啓太
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松田	好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。